平成２９年（フ）第１６２３号
愛知県春日井市東神明町702番地７
債務者　岡田十八郎
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月21日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３９号
釧路市鳥取北３丁目14番３号
債務者　石塚　茂樹
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田庸央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月14日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第８４８号
埼玉県上尾市谷津２丁目１番１号　Ｂ―1211
債務者　渋澤　　豊
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月26日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２５９号
群馬県伊勢崎市羽黒町34番地　羽黒住宅1402
債務者　重田　勝夫
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３７号
富山市向新庄２丁目16―57　ミューズ203、住民票上の住所富山県滑川市田中新町109番地１　中滑川シティハイツ202
債務者　白川　美沙
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１８９号
大阪府枚方市香里園町５番20号　平田ビル302号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市八幡台４番６号
債務者　大月　優美
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８９６号
大阪府吹田市垂水町１丁目５番33―305号
債務者　大上　英二
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９１９号
大阪市浪速区木津川１丁目１番13号　レアレア大正58番館　３Ｅ号
債務者　森山　正三
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０５２号
大阪府摂津市鳥飼本町４丁目９番４号
債務者　吉田　卓矢
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１５０号
大阪府枚方市松丘町37番20―108号
債務者　佐々木和広
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１６２号
大阪府茨木市鮎川３丁目４番26号　寺田軌道210号
債務者　井戸　俊介
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１７２号
大阪府豊中市山ノ上町12番17―302号
債務者　福澤　敏之
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５８２号
大阪市東住吉区南田辺３丁目１番15号　ラヴィータ南田辺　204号
債務者　森下也恵子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７２８号
大阪府八尾市老原４―93―１　メロディーハウス201、住民票上の住所大阪府東大阪市客坊町１番11号
債務者　中岡久美子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７４３号
大阪府門真市大池町41番27―213号
債務者　得能塗装こと　得能　慎治
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７６５号
大阪府吹田市岸部中３丁目６番18号（21）
債務者　萩尾　慎一
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部